

2008年の図書館法改正案の国会審議における文部科学省、国会議員、日本図書館協会の考え方

春田 和男

(東京家政大学)

葉袋 秀樹

(筑波大学名誉教授)

【要旨】

関係文献を基に、2008年の図書館法改正案について、国会でどのような審議が行われ、文部科学省、国会議員、日本図書館協会はそれぞれどのような考え方を持っていたのかを明らかにし、比較・考察した。その結果、文部科学省は現在の地方分権政策の下で可能な対応をとっているが、質問した国会議員と日本図書館協会の主張の中にはさらなる法改正が必要な内容が含まれていることが明らかになった。法改正が必要な内容については、慎重かつ継続的な議論が必要である。国会議員の質問には、具体的な政策や制度の改正案がみられない。また、日本図書館協会の意見は、常務理事を中心に決定されたものである。今後は、広く会員の声を聞き、それらを集約して、協会全体としての意見を形成していく必要がある。

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

1946(昭和21)年に日本国憲法、1947年に教育基本法、1949年に社会教育法が制定された。社会教育法第9条第2項の規定を受けて、1950年に図書館法が制定された。図書館法の目的は、社会教育法の精神に基づき、公立図書館と私立図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、国民の教育と文化の進展に寄与することである。公立図書館は地方公共団体、私立図書館は日本赤十字社、一般社団法人、一般財団法人が設置する図書館である。これまで、1952年の6月、7月、8月、1956年の6月12日と30日、1959年、1961年、1962年、1965年、1967年、1985年、1998(平成10)年、1999年の7月と12月、2002年、2006年、2007年、2008年、2011年の6月と8月、2017年、2019(令和元)年の計22回改正されている¹⁾。

このうち、本稿では、2008年の図書館法改正に注目する。この法改正に至る経過は次のとおりである。2006年12月、時代の変化に対応するため、教育基本法が改正された。翌2007年3月からの第4期中央教育審議会(以下、「中教審」という)の生涯学習分科会では、教育基本法の改正等を受けた生涯学習・社会教育関係法制の見直しに関する意見が出された。6月には、生涯学習分科会の下に、制度問題小委員会(以下、「小委員会」という)が設置され、7月に「図書館法の見直しの方向性について(論点案)」、9月に「制度問題小委員会における検討状況について」、11月に「生涯学習・社会教育関係制度の検討の方向性について」を発表している。民間団体の動きでは、日本図書館協会(以下、「日図協」という)が11月に「図書館法の見直しにあたっての意見」、翌2008年1月に「図書館法の見

直しについての意見」を文部科学省に提出し、意見交換している。2月には、中教審が「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」を発表した。この答申を受けて、同月、福田康夫内閣は「社会教育法等の一部を改正する法律案」（以下、「法案」という）を第169回国会に提出した。この中に、図書館法の改正に関する項目が含まれている。国会審議の結果、衆議院・参議院ともに原案どおり可決した。ただし、附帯決議が採択されている。6月には改正図書館法が公布された。

この法改正に関する最近の先行研究には、2016年発表の論文がある²⁾。しかし、国会での審議内容の分析は行われていない。本稿の目的は、2008年の図書館法改正案について、国会でどのような審議が行われ、文部科学省、国会議員、日図協はそれぞれどのような考え方を持っていたのかを明らかにし、比較・考察することである。

(2) 先行文献

以下、本稿では、文献の執筆者や国会での発言者等に個人名を記載する。敬称は省略する。個人名の後には、当時の所属と職名を括弧に入れて付記する。ただし、国会議員については、『国会要覧』をみると様々な役職を兼務しているため、所属政党のみを付記する。また、同じ個人名を2回目以降も使用する場合には、姓のみを記載する。

栗原祐司（文部科学省生涯学習政策局社会教育課企画官）は、『図書館雑誌』2008年9月号の記事で、文部科学大臣の国会答弁の一部を紹介している³⁾。松岡要（日図協事務局長）は、上記の雑誌⁴⁾と『図書館年鑑2009』の記事で、日図協から国会議員への要請書の内容⁵⁾と国会での審議の内容⁶⁾をまとめている。平井歩実と二村健（それぞれ、明星大学人文学部の准教授と教授）は、2009年発表の論文で、日図協から国会議員への要請書の概要を紹介した後、国会での質問項目を列挙している⁷⁾。坂本登（常磐大学コミュニティ振興学部教授）は、『社会教育』2008年10月号の記事で、主に参議院文教科学委員会の附帯決議の意味を考察している⁸⁾。国会審議を正面から取り上げ、文部科学省、国会議員、日図協の相互関係を明らかにした研究は存在しない。

(3) 研究の方法

次の3つの研究課題を設定する。1)国会で法案が成立するまでにどのような経過を辿ったのか、2)日図協は国会議員に対してどのような要請を行ったのか、3)国会審議における論点は何か。関係文献を基にこれらについて検討した後、文部科学省、国会議員、日図協それぞれの考え方を整理し、比較・考察する。また、各考え方を整理するにあたっては、関係文献の内容を要約する形でまとめ、要約の作成に用いた箇所を注記する。

(4) 論文の構成

本稿は7章からなる。第1章では、研究の背景、先行研究、研究の目的、先行文献、研究の方法、論文の構成について論じた。第2章では、2008年の法案提出前の日図協の主な取り組みについて論じる。続く第3章で法案成立に至る経過を示し、第4章で日図協から国会議員への要請書の内容、第5章で国会審議の内容を詳しく明らかにする。第6章では、研究結果をまとめた後に比較・考察する。第7章では、今後の課題を示す。

2. 2008年の法案提出前の日図協の主な取り組み

(1) 政策提言（2006年）

2005年の文字・活字文化振興法の制定を受けて、翌2006年10月、日図協は『豊かな文

字・活字文化の享受と環境整備：図書館からの政策提言』(以下、「政策提言」という)を公表した。①全住民が利用できる身近な施設にするため、中学校区を単位とした住民の生活圏域に市町村の図書館を整備すること、②市町村の普通会計歳出総額の1%以上を市町村立図書館の年間総経費とし、その20%を資料費に充てること、③専任の司書及び司書資格を持つ専任の図書館長を配置すること、④図書館法第20条による補助金を復活させるほか、公共施設を整備するための地方債・補助金を公立図書館で活用しやすい仕組みにすること、⑤政府刊行物等を公立図書館に無償で提供することなどの提言を行っている⁹⁾。しかし、それらを実現するための制度改正の内容には触れていない。

(2) 「図書館法の見直しにあたっての意見」(2007年)

2007年7月、日図協の常務理事と政策企画委員会委員が、小委員会臨時委員の糸賀雅児(慶應義塾大学文学部教授)と図書館法改正について意見交換した¹⁰⁾。日図協は、翌8月の常務理事会で、図書館法が審議会の場で検討されていることの重要性を踏まえ、常務理事会と政策企画委員会で、日図協として同法の見直しの意見書をまとめる方針を決めた¹¹⁾。

11月に公表した意見書には、①司書を置くことの明確化、②館長は司書となる資格を有することの明文化、③相互貸借を促進するための合理的な流通の仕組みの整備、④生活圏域に図書館を設置する施策の実施、⑤政府刊行物の提供などが盛り込まれている¹²⁾。

(3) 文部科学省生涯学習政策局社会教育課との意見交換

2007年11月と12月に行われている。日図協と文部科学省生涯学習政策局社会教育課(以下、「社会教育課」という)の間で特に考え方が異なっているのは、司書の必置と館長の司書資格要件である。社会教育課の考え方は次のように要約することができる。司書の必置については、西崎恵(文部省社会教育局長)が『図書館法』という著書の中で「置かなければならないという規定ではない」と書かれている。法律に明記することは、規制強化につながる可能性があり難しい。「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(以下、「望ましい基準」という)で明記し、行政指導及び自治体の自主基準で対応すべき問題である。館長の司書資格要件についても、規制強化となるため、無理である¹³⁾。

(4) 「図書館法の見直しについての意見」(2008年)

日図協の常務理事会は、2008年1月、文部科学省との意見交換、中教審生涯学習分科会での検討、全国図書館大会等での論議を踏まえ、再度、意見を出すことを確認した。この意見書でも、司書の配置と館長の司書資格要件の明確化などが盛り込まれている¹⁴⁾。

3. 法案成立に至る経過

(1) 文部科学大臣による所信表明と法案の提出

2008年2月22日、衆議院文部科学委員会において、渡海紀三朗文部科学大臣が所信の中で、教育基本法の改正を踏まえて、社会教育法、図書館法、博物館法の改正を進めると述べている¹⁵⁾。29日には法案を国会に提出している。

法案のうち、図書館法の主な改正内容は次の11点である。①家庭教育に配慮する規定の追加(第3条・第15条)、②社会教育における学習の機会を活用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の機会を提供・奨励する事項の追加(第3条第8号)、③「望ましい基準」の制定に関する規定の追加(第7条の2)、④図書館の運営状況の評価に関する規定の新設(第7条の3)、⑤図書館の運営状況に関する情報提供の規定の新設(第7条の4)、

⑥大学において履修すべき図書館に関する科目を文部科学省令で定める規定の追加（第5条第1項第1号）、⑦司書資格の取得に必要な実務経験の範囲を拡大する規定の追加（第5条第1項第3号）、⑧司書補の学歴要件の緩和（第5条第2項第2号）、⑨司書・司書補に対する研修の規定の追加（第7条）、⑩図書館資料に「電磁的記録」を含むことの明示（第3条第1号）、⑪「フィルム」「視聴覚教育」という用語への修正（第3条第1号）¹⁶⁾。

翌3月18日には、参議院文教科学委員会が開かれ、渡海文部科学大臣が先月の衆議院文部科学委員会と同じ所信を表明している¹⁷⁾。

(2) 日図協から国会議員への要請

4月には、日図協が「国会議員への要請書：図書館法改正法案について、国会で審議していただきたいこと」(以下、「要請書」という)を作成し、国会議員に働きかけている¹⁸⁾¹⁹⁾。面会した国会議員は、阿部俊子、鈴木恒夫、細田博之、馳浩、塩谷立(以上5名の所属は自由民主党)、逢坂誠二、植松恵美子、小宮山洋子、林久美子、高井美穂、水岡俊一、佐藤泰介、笠浩史(以上8名の所属は民主党)、松あきら(公明党)、石井郁子(日本共産党)、日森文尋(社会民主党)の16名である²⁰⁾。

(3) 衆議院における審議

5月14日、16日、21日、23日に文部科学委員会が開催されている。14日の委員会では平口洋委員(自由民主党)²¹⁾、16日の委員会では阿部委員²²⁾、21日の委員会では逢坂、高井、石井、日森の各委員²³⁾が、政府参考人の加茂川幸夫(文部科学省生涯学習政策局長)や渡海文部科学大臣に質問している。

23日の委員会では、法案の審査のため、糸賀が参考人として出席し、図書館法改正案への期待と今後の課題を述べた。糸賀参考人からの意見に関して、西博義(公明党)、笠、石井、日森の各委員が質問している。次に、石井委員と日森委員が、加茂川政府参考人と渡海文部科学大臣に質問している。これらの質疑の後、石井委員が法案に反対した。反対の主な理由は、①学習成果の活用を強調することによって、自主的・自発的な学びが制限されるおそれがあること、②家庭教育に配慮する規定の追加によって、教育行政の関与が強まり、特定の価値観に基づく家庭教育の情報提供につながるおそれがあることである。その後、法案の採決が行われ、起立多数で原案どおり可決された。議決後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、社会民主党・市民連合の4派共同で、法案に附帯決議を付す動議が提出され、起立総員で決議された²⁴⁾。

27日には本会議が開かれ、佐藤茂樹委員長が、同委員会における審査の経過と結果を報告している。その後、起立多数で、委員長報告のとおり可決された²⁵⁾。

(4) 参議院における審議

5月29日と6月3日に文教科学委員会が開催されている。5月29日には、渡海文部科学大臣が法案の趣旨について説明している²⁶⁾。6月3日には、植松委員と水岡委員が、政府参考人や文部科学大臣に質問している。その後、挙手による採決が行われ、全会一致で原案どおり可決された。議決後、民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党・無所属の会及び公明党の各派共同で、附帯決議案が提出され、全会一致で決議された²⁷⁾。

6月4日には本会議が開かれ、関口昌一委員長から、同委員会における審査の経過と結果の報告ののち、採決が行われ、賛成217票、反対7票で法案が可決した。日本共産党所属の議員が法案に反対している²⁸⁾。

4. 日図協から国会議員への要請書の内容

要請書の内容は、それぞれ次のように要約することができる。

(1) 国の補助金・起債等を活用した公立図書館の建設促進

公立図書館数は 3,000 館を超えているが、偏在している。公立図書館のない市町村が 3 割近くある。また、合併によって広域化した中で、1 館のみの市町村が 6 割以上もある。図書館を日常的に利用できる国民は極めて少数である。日常生活圏の単位を中学校区として捉え、それを目標とした公立図書館の整備計画を進めるよう提案する。10 万人当たりの図書館数は、日本が 2.4 館、G7（日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ）の平均が 5.5 館である。中学校と同じ数になると、日本の公立図書館数は、G7 各国の平均並みになる。この提案を進めるための一つの方法として、総務省、経済産業省、農林水産省等の公共施設を建設するための補助金・起債等の対象に公立図書館を加えるよう、改善を求める。

(2) 公立図書館の資料購入費の確保と図書館法第 9 条の履行

公立図書館の資料購入費が激減している。2007 年度の当初予算の総額は 315 億円で、最も多かった 1999 年度と比べて 53 億円減少している。1 館当たりでみると 1,020 万円で、最も多かった 1993 年度と比べて 600 万円減少している。特に、都道府県立図書館には、日本で出版される図書の大半を購入することができる予算として約 2 億円（年間発行点数：80,618 点、平均単価：2,570 円）が必要である。公立図書館の資料購入費を地方公共団体任せにせず、日本の出版文化の進展のために有効・確実な施策を求める。また、図書館法第 9 条に規定されている政府刊行物の公立図書館への提供の履行を求める。

(3) 司書の配置と館長の司書資格要件

司書の数が年々減少しており、司書のいない公立図書館が 1,110 館、36%もある。また、かつては 3 割を超えていた司書資格を持つ館長は、現在、1 割台である。公立図書館には、司書及び司書資格を持つ館長を配置すべきことを国会審議の中で明らかにしてほしい。

(4) 都道府県を越えた図書館資料の相互貸借に対する国の関与

図書館資料の相互貸借は、年間 190 万件を超えている。都道府県内の図書館間での流通については、都道府県立図書館が実施すべきことである。しかし、都道府県を越えた広域の流通については、国としての施策の実施を求める。

以下、上記の各節の内容をそれぞれ「要請 1」「要請 2」「要請 3」「要請 4」と呼ぶ。

5. 国会審議の内容

(1) 「要請 1」について

逢坂委員は、5 月 21 日の衆議院文部科学委員会で「要請 1」に関連する事項を質問している。加茂川政府参考人は次のように回答している。公立図書館の設置に関しては、以前、社会教育施設整備費補助金があったが、1997 年に廃止されている。このため、現在は、起債等の手段で、各地方公共団体が単独で整備する。日本が主要諸国と比べて、遜色のない公立図書館の整備状況になることが望ましいが、地方公共団体の判断がまずある。国は、その公立図書館の建築等に活用できる支援策等を紹介している。加茂川政府参考人の回答を受けて、逢坂委員は、国にもう一步踏み込んだ対策を求めている²⁹⁾。

糸賀参考人は、23 日の同委員会で、G7 各国と比較して、日本の公立図書館数が不足して

いると述べている。笠委員は、わが国で公立図書館をさらに充実させるには予算の確保が必要であり、糸賀参考人の言うレベルに一気に行くのはなかなか難しいと述べている。糸賀参考人は、現在の財政状況を考えると厳しいかもしれないが、短期的に有効な方策の一つとして、図書館法第20条の補助金規定をうまく活用して、国が地方公共団体に補助することを挙げている。また、日森委員は、渡海文部科学大臣との質疑で、糸賀参考人の意見を踏まえ、国に財政基盤の拡充を求めている³⁰⁾。

(2) 「要請2」について

1) 予算の確保

阿部委員は、5月16日の衆議院文部科学委員会で、一人当たりの公立図書館の年間予算額は日本886円、米国3,551円、英国2,771円と米英の3分の1以下であり、必要な蔵書の購入の困難な図書館があると指摘し、事業の実施に必要な予算の確保を求めている。加茂川政府参考人は次のように答弁している。具体的な事業展開については、第一義的には各設置者・各館が判断すべき事柄であることを前提として、国は、必要な職員の給与費または図書購入費等を地方交付税として措置している。また、地域格差が生じないようにするため、国では「望ましい基準」を策定し、先進的な事例を紹介している³¹⁾。

日森委員は、21日の同委員会で、今回の法改正の趣旨を現場で生かしていくことになること、地方公共団体の中での社会教育関係の予算の増加が必要であるが、文部科学省としてどのように対応するのかを質問している。渡海文部科学大臣は次のように回答している。地方に財源と権限を渡すことに賛成であるが、地方に自主性を持たせると、非常に大きな格差が生じる。もう一度、国が行うのかを議論しなければならない³²⁾。

2) 図書館法第9条の履行

植松委員は6月3日の参議院文教科学委員会で、図書館法第9条の履行について質問している。渡海文部科学大臣は、各省庁に徹底するよう努力すると述べている³³⁾。

(3) 「要請3」について

1) 司書の配置

5月21日の衆議院文部科学委員会で、逢坂、高井、日森の各委員が質問している。逢坂委員は、なぜ図書館法第13条で「館長及び専門的職員を置く」と規定しないのかを質問している。加茂川政府参考人は次のように回答している。専門的職員（以下、「司書」という）は、制度上必置ではない。教育委員会の判断が介在して、司書の配置が行われる。「望ましい基準」には司書の確保に関する規定があるが、公立図書館にどのような職員を配置するかは地方公共団体の判断である³⁴⁾。高井委員は、司書が必置ではないため、採用が少なく、資格取得を生かせない人が多いという現状認識を述べて、司書の専門性を生かすことができる環境の整備を求めている。渡海文部科学大臣は、地方分権の趣旨を尊重しつつ、「望ましい基準」に基づく対応を地方公共団体に求めていきたいと回答している³⁵⁾。日森委員は、専任司書の配置の義務づけを求めている。加茂川政府参考人は、地方分権の流れ等を考えると、その義務づけは困難な点が多いと言わざるを得ないと回答している³⁶⁾。

23日の同委員会で、糸賀参考人と石井委員が言及している。糸賀参考人は、今後の課題の一つとして、司書の採用・配置の促進を挙げている。日森委員との質疑では、特に町村部で司書の配置が遅れていると指摘している。このため、①首長・教育長に司書の働きを十分理解してもらうこと、②司書自身もその存在意義が十分わかるような仕事をするこ

とが必要であると述べている³⁷⁾。石井委員は、司書資格の取得者数と公立図書館の採用者数に大きな開きがあることに矛盾があり、国が本当に司書を配置する決意で臨まれているのかを質問している。加茂川政府参考人は、公立図書館に司書が配置されることが望ましいという観点から、「望ましい基準」に基づき、地方公共団体にその配置を促す努力を続けていきたいと回答している³⁸⁾。

6月3日の参議院文教科学委員会では、植松委員が、司書の配置について法的な明文化や数値を盛り込んだガイドラインの策定など、もう一步踏み込んだ対策が必要ではないかと質問している。加茂川政府参考人は次のように回答している。司書の配置は、第一義的に地方公共団体の判断である。地方の判断の尊重・地方の財政負担という観点から、上記の対策は、現時点において慎重に検討する必要のある課題である³⁹⁾。

2) 館長の司書資格要件

5月21日の衆議院文部科学委員会では、逢坂委員が館長の司書資格要件について質問し、加茂川政府参考人が次のように回答している。「望ましい基準」には「館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい」と定めている。ただ、1999年の地方分権一括法で、国庫補助を受ける場合の公立図書館長の司書資格要件に関する規定が削除された経緯があり、この要件を法的レベルで求めることは、地方分権の流れと一致せず、難しい課題である。また、司書資格を持っていない行政職が公立図書館長に任用されても、司書有資格者と劣らない実績を上げている場合がある。渡海文部科学大臣は、専門性のある人が長になることには弊害もあると述べている⁴⁰⁾。同様の質疑は、日森委員と加茂川政府参考人の間でも行われている⁴¹⁾。

6. 研究結果のまとめと考察

(1) 2008年の法案提出前の日図協の取り組みと社会教育課との意見交換

日図協は、2006年に政策提言、2007年と2008年1月にそれぞれ意見書を発表している。このうち、2007年の意見書の発表を促進した背景には、小委員会臨時委員の糸賀の指摘がある。日図協と社会教育課の間で特に考え方が異なっているのは、司書の必置と館長の司書資格要件である。社会教育課は、どちらも規制強化となるため、否定している。

(2) 国会審議の経過

2008年2月に福田内閣が法案を国会に提出した。4月には、日図協が要請書を作成し、国会議員16名に働きかけている。所属政党別にみると、民主党が8名、自由民主党が5名、公明党、日本共産党、社会民主党がそれぞれ1名で、民主党所属の議員が最も多い。

衆議院では、5月の文部科学委員会で4度審議された。質問回数を所属政党別にみると、民主党、日本共産党、社会民主党がそれぞれ3回、自由民主党が2回、公明党が1回で、野党議員が多く質問している。参議院では、6月の文教科学委員会で1度審議され、民主党所属の議員2名が質問している。国会審議の特徴は、①日本共産党所属の議員が法案に反対したこと、②衆参両院で附帯決議が全会一致で採択されたことである。

(3) 要請書の内容と国会での質疑

「要請1」は、日図協の政策提言と2007年の意見書に同様の内容があり、逢坂委員が質問している。文部科学省は、地方公共団体の判断であると答弁している。また、笠委員と糸賀参考人は、現在の財政状況から「要請1」に掲げた目標を早期に達成することは難し

いと考えている。

「要請 2」は、日図協の政策提言に同様の内容がある。2007 年の意見書には、図書館法第 9 条の履行が盛り込まれている。質問した国会議員は、資料費だけでなく図書館の運営予算全体の増額を求めている。文部科学省は、地方公共団体の判断であると回答している。このほか、地方財政措置のあり方に関する議論の必要性に言及している。図書館法第 9 条については、その履行に努めると述べている。

「要請 3」は、日図協の政策提言と 2 つの意見書に同様の内容がある。野党議員 5 名が質問している。文部科学省は次のように回答している。司書の配置については、地方分権の趣旨を尊重しつつ、「望ましい基準」に基づく対応を地方公共団体に求めていきたい。館長の司書資格要件については、1999 年の地方分権一括法で関係法令が削除された経緯があり、法的レベルでの規定は難しい。「望ましい基準」には関係規定がある。糸賀参考人は、司書の配置について、現職の司書の努力の必要に言及している。

「要請 4」は、2007 年の意見書に同様の内容がある。しかし、働きかけた国会議員から十分な理解が得られず、国会では特に質疑が行われていない⁴²⁾。

(4) 考察

次の四点が挙げられる。第一に、『図書館雑誌』の誌上等で、日図協の 2 つの意見書と要請書の内容について、会員の間で議論が行われていない。意見書については、常務理事会を中心に決定している。また、要請書の内容は、『図書館雑誌』に掲載されていない。法案の成立後、2008 年 7 月刊行の『図書館法改正関係資料』と 2009 年刊行の『図書館年鑑 2009』に掲載されている。一般会員には、その内容が事後に知らされた形になっている。

第二に、要請書の内容のうち、日図協の政策提言と 2 つの意見書のすべてに同様の内容があるのは「要請 3」である。特に日図協の常務理事にとって、こだわりのある主張であるといえる。ただ、司書及び司書資格を持つ館長を配置すべきであるという主張は、法律で義務づけるのであれば、1950 年制定の図書館法の規定を上回る規制であり、その実現には法改正が必要である。法改正を求めるのであれば、それに相応しい取り組みと準備が必要である。質問した野党議員は、文部科学省にもう一步踏み込んだ対策を求めているが、法改正には言及していない。文部科学省には、地方分権を尊重しつつ、「望ましい基準」に基づいて対応する姿勢がみられる。

第三に、「要請 1」では、中学校と同じ公立図書館数を目指すための指標として、G7 各国の 10 万人当たりの公立図書館数の平均を挙げている。しかし、国別のデータをみると、ドイツ、イタリア、イギリスの 10 万人当たりの公立図書館数は G7 の平均以上であるが、フランス、アメリカ、カナダのそれは G7 の平均以下である。この点に関する説明がみられない。また、ドイツと日本を比較すると 10 万人当たりの公立図書館数の開きが大きいと、より精密な分析が必要と考えられる。また、国会審議では、前節で既述したとおり、日図協と逢坂委員、文部科学省、笠委員と糸賀参考人の間で考え方が異なっている。

第四に、「要請 2」の公立図書館の資料購入費を地方公共団体任せにしないという主張は、地方分権の観点からみると、その実現が難しい要望であると考えられる。また、日図協と質問した国会議員の間で、増額を求める公立図書館関係の予算の範囲が異なっている。「要請 2」の内容が国会議員に十分伝わらなかった可能性がある。

以上から、今回の国会審議の根本にある論点は、国と地方の関係、特に地方分権下にお

ける国の権限と政策の在り方であると考えられる。文部科学省は現在の地方分権政策の下で可能な対応をとっているが、国会議員と日図協の主張の中には、法改正が必要な内容が含まれていた。法改正が必要な場合には、その実現可能性について慎重かつ継続的な議論が必要である。国会議員の質問には、具体的な政策や制度の改正案がみられない。また、日図協の意見書と要請書は常務理事を中心に作成されたものであり、協会全体のものとはいえない。今後は、広く会員の声を聞き、それらを集約して、協会全体としての意見を形成していく必要がある。

7. おわりに

本稿では、関係文献を基に、2008年の法案成立に至る経過、要請書と国会審議の内容を明らかにし、考察した。本稿では、各政党が地方分権政策と公立図書館政策についてどのような考えを持ち、国会議員はそれらの政策を踏まえて、国会で質問していたのかどうかを明らかにすることができなかった。今後の検討課題にしたい。このほか、現在の国と地方の関係を規定することになった1999年7月の図書館法改正の際に、国会でどのような審議が行われたのかについても検討していきたい。

注記・引用文献

- 1) 『第一法規 法情報総合データベース』 <https://www.d1-law.com/>、2019年8月3日参照
- 2) 春田和男、葉袋秀樹「図書館法改正(2008)の検討過程における議論に関する考察」(『日本生涯教育学会論集』37、pp.33-42、2016.9)
- 3) 栗原祐司「図書館法等の改正と今後の課題について」(『図書館雑誌』102(9)、pp.634-637、2008.9)
- 4) 松岡要「国会審議への日図協の取り組み」(『図書館雑誌』102(9)、pp.638-641、2008.9)
- 5) 松岡要「図書館法改正—日本図書館協会の取り組み」『図書館年鑑2009』日本図書館協会編 2009、pp.271-278.
- 6) 松岡要編「資料 図書館法改正への歩み 社会教育法等の一部を改正する法律案の国会審議—図書館法を中心として」『図書館年鑑2009』日本図書館協会編 2009、pp.286-310.
- 7) 平井歩実、二村健「図書館法改正：その意味と問題点—司書課程リニューアルにおける新戦略—」(『明星大学研究紀要—人文学部』45、pp.53-78、2009.3)
- 8) 坂本登「社会教育法等の一部を改正する法律案に対する『附帯決議』の意味を考える」(『社会教育』748、pp.12-19、2008.10)
- 9) 日本図書館協会編『豊かな文字・活字文化の享受と環境整備：図書館からの政策提言』2006.10、16p. (日本図書館協会ウェブサイト、<http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/kenkai/mojikatuji200610.pdf>、2019年3月23日参照)
- 10) 糸賀雅児「教育基本法改正を受けた日本図書館協会の対応について」(『図書館雑誌』101(9)、pp.633-634、2007.9)
- 11) 「協会通信」(『図書館雑誌』101(9)、pp.657-659、2007.9) p.657-658
- 12) 社団法人日本図書館協会「図書館法の見直しにあたっての意見」(『図書館雑誌』101(11)、pp.762-763、2007.11)
- 13) 前掲5)の文献、p.274-276
- 14) 社団法人日本図書館協会「図書館法の見直しについての意見」(『図書館雑誌』102(2)、pp.122-123、2008.2)
- 15) 「第169回国会 衆議院 文部科学委員会議録 第1号」(国立国会図書館『国会会議録検索システム』<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/169/0096/16902220096001.pdf>、2019年3月23日参照) p.3
- 16) 「社会教育法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文」(文部科学省ウェブサイト、<http://>

- www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2009/02/19/005.pdf、2019年3月23日参照）p.5-7
- 17) 「第169回国会 参議院 文教科学委員会会議録 第1号」（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/169/0061/16903180061001.pdf>、2019年3月23日参照）p.1
- 18) 社団法人日本図書館協会「国会議員への要請書：図書館法改正法案について、国会で審議していただきたいこと」『図書館法改正関係資料』（図書館政策資料XII）日本図書館協会、2008.7、pp.69-72.
- 19) 社団法人日本図書館協会「国会議員への要請書：図書館法改正法案について、国会で審議していただきたいこと」『図書館年鑑2009』日本図書館協会編 2009、pp.382-384.
- 20) 前掲5)の文献、p.276.
- 21) 「第169回国会 衆議院 文部科学委員会会議録 第8号」（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/169/0096/16905140096008.pdf>、2019年3月23日参照）p.4
- 22) 「第169回国会 衆議院 文部科学委員会会議録 第9号」（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/169/0096/16905160096009.pdf>、2019年3月23日参照）p.1-2
- 23) 「第169回国会 衆議院 文部科学委員会会議録 第10号」（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/169/0096/16905210096010.pdf>、2019年3月23日参照）p.1-6、10-19
- 24) 「第169回国会 衆議院 文部科学委員会会議録 第11号」（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/169/0096/16905230096011.pdf>、2019年3月23日参照）
- 25) 「第169回国会 衆議院会議録 第33号」（官報 号外）（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/169/0001/16905270001033.pdf>、2019年3月23日参照）p.1-2、81-85
- 26) 「第169回国会 参議院 文教科学委員会会議録第7号」（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/169/0061/16905290061007.pdf>、2019年3月23日参照）
- 27) 「第169回国会 参議院 文教科学委員会会議録第8号」（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/169/0061/16906030061008.pdf>、2019年3月23日参照）
- 28) 「第169回国会 参議院会議録 第24号」（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/169/0001/16906040001024.pdf>、2019年3月23日参照）p.5-6、17-19、23-24
- 29) 前掲23)の文献、p.2-3
- 30) 前掲24)の文献、p.2、7、18、19
- 31) 前掲22)の文献、p.1-2
- 32) 前掲23)の文献、p.17
- 33) 前掲27)の文献、p.6
- 34) 前掲23)の文献、p.3-4
- 35) 前掲23)の文献、p.11
- 36) 前掲23)の文献、p.18
- 37) 前掲24)の文献、p.2、11
- 38) 前掲24)の文献、p.15-16
- 39) 前掲27)の文献、p.6-7
- 40) 前掲23)の文献、p.4-5
- 41) 前掲23)の文献、p.18-19
- 42) 前掲4)の文献、p.641